



砂場には魅力がいっぱい

子ども達に大人気の砂場は、遊びを通してさまざまな感触を体験し、心身の発達を促すことができる場です。

砂場では、入れ物いっぱい砂を集めたり、先生や友達と一緒に葉っぱや花を飾ってケーキを作り誕生会を楽しんだりする姿が見られます。気持ちいい砂の感触を味わいながら、先生や友達と一緒にゆったりとした時間を過ごすうちに、自然と笑顔が増えていきます。

砂が水を含むと固まることに気づき、だんご作りをしたり、はだしで遊ぶことで、ひんやり冷たい砂の感触を感じたりと、いろいろな発見もしています。

また、夏になると砂山やトンネル、川作りなどをして、友達同士で意見を言い合ったり、協力して作ったりする姿が見られます。

これからも、砂場が新しい発見や友達と協力できる場となるよう、子ども達と一緒にいろいろな遊びを楽しんでいきたいと思っています。



令和8年度 市立保育所入所受付のご案内

申込書類配布場所 市役所児童課・十四山支所・各保育所

問 市役所児童課(内線157)

申込期間 11月4日(火)～12月12日(金)

※原則、市役所児童課(平日の午前8時30分～午後5時15分)に提出してください。

※申込書類と一緒にお渡しする「保育所等入所申込のしおり」をご覧ください。

入所基準 児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当する必要があります。

- ①就労 ②妊娠・出産 ③疾病など ④介護など ⑤災害復旧
⑥求職活動(起業準備を含む。) ⑦就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む。)

入所年齢 <月齢8カ月を迎えた月の翌月1日から>南部・桜・大藤・白鳥・栄南・西部・十四山保育所
<月齢3カ月を迎えた月の翌月1日から>彌生保育所

特別な支援が必要な児童 入所基準に該当し、集団保育が可能な児童で発達の遅れや、病気・障がいなどによる特別な支援が必要な場合は、必ず事前に市役所児童課へご相談ください。

私的契約児 市立保育所では、入所基準に該当しない児童について、3歳児(年少)クラス以上で優先入所区域保育所の定員に余裕がある場合に限り、4月1日入所のみ私的契約児として受け入れます。なお、保育無償化の対象外です。

転園希望 令和8年4月に転園希望の方は、申込期間中に申込書類などを提出してください。

その他 ・彌生保育所は、令和9年度末をもって廃園し、令和10年度から公募により選定された社会法人または学校法人に移管する予定です。なお、移管後は、認定こども園へ移行します。
・認定こども園弥富はばたき幼稚園(☎67-4008・☎66-0338)、
ひのではばたきこども園(☎66-0007)については、直接施設にお尋ねください。